



わたしたちが進める
「市民が主役」のまちづくり!

シリーズ No.4

自治振興課
まちづくり定住推進係
☎0824-73-1257

4月1日に施行された「庄原市まちづくり基本条例」をシリーズで掲載中。
第4条では、市民、市議会、市がまちづくりに取り組む際のルールとして、5つの基本原則を定めています。

【基本原則】

- ① 参画の原則 意思決定、活動および評価のそれぞれの過程において、市民が自主的に参画すること。
- ② 協働の原則 自助、共助、公助の考え方を前提として、協働すること。
- ③ 情報共有の原則 積極的な情報提供により、情報を共有すること。
- ④ 人権尊重の原則 性別、年齢、国籍などにかかわらず、市民一人一人の権利が尊重され、その個性や能力が十分に発揮されること。
- ⑤ 男女共同参画の原則 男女が対等な立場で参画すること。

【解説】

第4条では、各主体がまちづくりに取り組む際の基本原則を記述しています。基本原則は「共通して適用される基本的な決まり」を意味しますので、この5つは、まちづくりの企画、実施、評価、見直しなどの過程で、特に尊重されなければなりません。

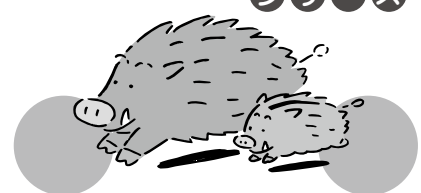
協働の原則にある「自助、共助、公助の考え方」とは、課題解決に際し、「自分でできることは自分で、自分だけでは困難なことは地域の助け合いで、地域や人間の力でも困難なことは公的な支援で」という発想を意味し、補完性の原理とも呼ばれています。

情報共有の原則では、各主体が持つまちづくりに関する情報を互いに共有することが、参画と協働のまちづくりの要素であると考えています。

人権尊重は、憲法にも規定されていますが、市民が主役のまちづくりを進めるためにも重要と考えています。

また、男女の視点や感覚の違いなどを、参画と協働のまちづくりに活用することが重要であるとされており、男女共同参画を基本原則のひとつとしています。

私にもできる
獣害対策



林業振興課 ☎0824-73-1124

① 獣害・守れる集落の作り方

その3 潜み場所をなくそう

初回は、獣害の原因が「あなたの餌付け」、対策は餌付けをやめたらいいだけ、というお話でした。また前回は、柵などの努力が逆効果になってしまいう「守れぬ畑」と、そうならない「守れる畑」の話、でしたよね。

そして今回は、餌付けを進めるもうひとつの条件、潜み場の話です。

良い餌場を見つけた動物は、近くに隠れ家になる潜み場があると、子育てまで始めます。そうならないために、潜み場になりやすい竹や樹木の話早速始めますね。

① 竹林

密生した竹林は格好の潜み場です。家の隣りにそんな竹林があると、テレ

ビの音まで平気なイノシシが育ちます。家や畑から10メートル以内は見通しが利くように間伐してください。竹林は11月が切り時ですが、見通しの利く竹林にしたいだけなら、いつ切つても構いません。腰の高さでどんどん切ってください。残す目安は2〜3平方メートル一本。乾いて軽くなつてからその場に倒します。切るときは必ず節上です。節間でなんか切ろうものなら、やぶ蚊の大群が押し寄せますよ。

② 庭木、雑木

優先的に切つてほしいのは、クワ、ビワ、ヤマモモ、シバグリ、イヌビワなど実のなる樹木。クヌギやカシなどドングリになる木も忘れずに。

切ったあと切り株から新梢が伸びては意味がないですから、ひざの高さくらいで切り、古い肥料袋をかぶせて縛っておきます。頑張り過ぎて皆伐して雑草で餌付けしちゃうダメですよ。

